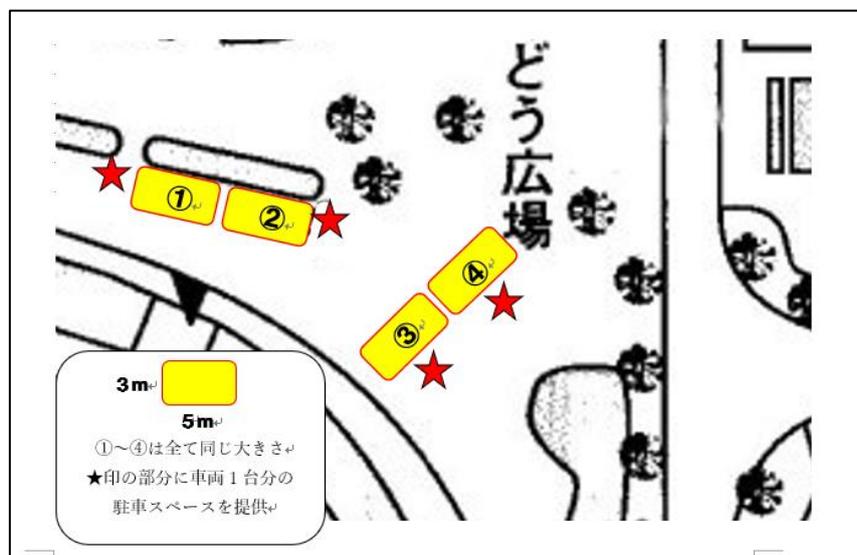


## 飲食物等提供出店者募集要項

- 1 出店日時：令和7年1月12日(日)午前7時から午後3時までの任意の時間  
※1 準備および片付けの時間含みます。  
※2 当日開催イベント「第22回静岡市民継走大会」来場者2,000名程度
- 2 募集店舗数：4店舗（応募者多数の場合抽選）
- 3 出店場所  
(1) 西ヶ谷総合運動場 陸上競技場周辺 約15m<sup>2</sup>×4ヶ所(別途車両1台駐車スペース付)  
※☆☆印部分に車両1台を駐車可能(午前7時～午後1時の間は車両を動かす事は出来ません。)  
(2) ①～④のスペースは抽選で決定します。



拡大図



#### 4 出店者登録資格及び制限

登録資格の各要件は飲食物提供にかかるものです。飲食物以外の物販を行う場合は、飲食物提供にかかる要件は必要ありません。ただし、販売物品によっては記載された要件以外の資格等が必要になる場合があります。

##### (1) 出店者登録資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、申込することができます。

- ① 市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
- ② 営業許可証に記載された営業の種類が、飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④ 出店時において営業許可証の期限が有効であること。
- ⑤ 過去3年以内に同種の業務の実績を有すること。
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができること。
- ⑦ PL 保険に加入していること。

##### (2) 出店者登録制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込することができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ② 国税及び地方税を滞納している者。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。
- ⑦ 暴力団、暴力団員等、暴力団員の配偶者である者、またはそれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者。

#### 5 出店条件

##### (1) 売上報告

本協会が定める書式(飲食物等提供 売上報告書)にて、イベント終了後、1週間以内に売上報告をしていただきます。

##### (2) 出店料

出店手数料 = 売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の10%(1円未満切り上げ)  
※出店料は本協会が発行する請求書に基づき銀行振り込みで納入してください。なお、振込手数料等は出店者の負担となります。

##### (3) 許可の取消

公序良俗に反する使用をした場合には、出店許可を取り消すことができるものとします。

その他、本協会が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができますものとします。

なお、出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本協会は一切その責めを負いません。

#### (4)原状回復

営業終了後は、出店者の負担により、原則として当日中に使用箇所を現状に回復していただきます。

#### (5)その他

- ・営業許可証の提示を求める場合がありますので必ず携帯してください。
- ・営業中は利用者用のゴミ箱を設置し、必要に応じて回収してください。また、回収したゴミは出店者がお持ち帰りください。
- ・調理に火気を使用する場合、消火器を設置してください。
- ・施設電源を利用する事は出来ません。
- ・出店権利を第三者に譲渡、もしくは貸与、交換することはできません。
- ・虚偽の申請、報告等をした場合は、今後の出店をお断りする場合があります。
- ・出店者の都合により、出店をキャンセルする場合には、キャンセル料として 10,000 円を請求させていただきます。

#### (6)販売できない品目

- ・営業許可証に定めのない物
- ・アルコールを含む飲料等

### 6 損害賠償

(1)出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

(2)出店者は、出店場所の使用に当たり、本協会または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(3)移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本協会は、その責めを負いません。

### 7 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む)の定めるところによるもののほか、本協会と出店者の協議の上処理するものとします。

### 8 申込方法

令和6年12月15日(日)までに、「飲食物等提供出店申請書」および申請に必要な関連書類をメールに添付し、「[event@shizuoka-sports.or.jp](mailto:event@shizuoka-sports.or.jp)」へご送付ください。

本協会にて審査および多数の場合は抽選を行い、12月20日(金)までに出店の可否をメールで通知します。

#### 9 問合せ先

公益財団法人静岡市スポーツ協会 事務局 担当 望月

〒422-8006

静岡市駿河区曲金3-1-10 ツインメッセ静岡 西館2F

電話:054-654-5151 FAX:054-283-6777

ウェブサイト:<https://shizuoka-sports.or.jp/>